

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（内閣府）

制 度 名	認定特定非営利活動法人への寄附金控除の年末調整対象化		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	寄附金控除に係る手続きについて、年末調整の対象とすること		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手の一つである特定非営利活動法人の活動の活発化が今後必要であるが、特定非営利活動法人は財政基盤に不安を抱えている法人も多く、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。 特定非営利活動法人の財政基盤を整備し、その活動の健全な発展を促進することで、もって公益の増進を図るという目的の達成のためにも寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とする必要がある。 (2) 施策の必要性 東日本大震災により多くの市民からの寄附が行われているところであるが、現在は寄附金控除を受けるためには給与所得者であっても確定申告を行うことが求められており、平成 23 年度税制改正により導入された寄附金税額控除制度の効果を最大化するためには、寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とし、利便性を図る必要がある。 寄附金控除の年末調整対象化により、寄附者にとっては負担が軽減され、認定特定非営利活動法人にとっては寄附が集まりやすくなるため双方にメリットが生じることとなる。 ただし、寄附金控除の年末調整対象化を実施する時には、源泉徴収義務者の負担には十分配慮する必要がある。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	政策分野・・・市民活動促進 政策・・・・・・市民活動の促進 施策・・・・・・市民活動の促進
		政 策 の 達 成 目 標	特定非営利活動法人の財政基盤を整備することで、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進を図ること。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	－
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	－
		政策目標の 達 成 状 況	認定特定非営利活動法人数 267 法人 (平成 24 年 8 月 1 日現在)
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	【法人】 認定特定非営利活動法人 267 法人 (平成 24 年 8 月 1 日現在) 【個人】 平成 22 年度に給与所得者で寄附金控除の申告を行った者は約 9 万人
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	寄附金控除の手続きが年末調整で行われるようになることにより、給与所得者からの寄附が増加するため認定を受けようとする法人が増加し、財政基盤の整備及び認定特定非営利活動法人の増加につながる。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	・ 個人が認定特定非営利活動法人へ寄附した場合の所得税、相続税及び地方住民税の措置 ・ 認定特定非営利活動法人の寄附に係る法人税の措置
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	－
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関 係	－
		要望の措置 の 妥 当 性	寄附金の税制優遇に係る認定特定非営利活動法人制度は、制度の発足以来約 10 年を経ており、この間、認定基準の緩和や寄附金税額控除制度の導入等、累次の改正が行われてきた。結果として認定法人数は増加してきているが、まだ十分ではないとの指摘がなされている。寄附金控除の年末調整対象化によりサラリーマン等の給与所得者からの寄附が増加することが考えられることから、特定非営利活動法人の財政基盤の整備及び更なる市民活動の促進につながる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		寄附金控除の年末調整対象化については、平成 23 年度に内閣府より税制改正要望を提出し、税制調査会での議論の結果、平成 24 年度税制改正大綱において検討事項とされ、「(1) 寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から、実施可能であるかどうかの検討を行います。なお、検討に当たっては、源泉徴収義務者等の意見を十分に踏まえる必要があります。」とされた。